

鶴ヶ島市西児童館
指定管理者選定等委員会
審査報告書

令和 6 年 7 月

目次

1 施設概要	1
(1) 名称	1
(2) 所在地	1
(3) 目的	1
(4) 施設	1
(5) 開館時間	1
(6) 休館日	1
(7) 利用料金	1
2 指定管理者の導入目的	1
3 指定管理者が行う業務	2
4 指定管理期間	2
5 応募団体	2
6 指定管理者選定等委員会委員(敬称略)	2
7 選定基準	2
8 選定経過	3
9 審査結果	4
(1) 第1回指定管理者選定等委員会	4
(2) 第2回指定管理者選定等委員会	4
10 指定管理者(候補者)	5
(1) 名称	5
(2) 指定期間	5
(3) 指定管理料	5
11 今後のスケジュール	5
12 総評	6
参考	7

1 施設概要

(1) 名称

鶴ヶ島市西児童館（開設日：平成14年12月7日）

(2) 所在地

埼玉県鶴ヶ島市新町四丁目17番地8

(3) 目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

(4) 施設

ア 形態

西市民センター及び図書館西分室を含む複合施設

イ 規模

敷地面積 4,992m²（複合施設全体）

建物面積 鉄筋コンクリート造2階建

複合施設全体 2,862.04m²

児童館部分 563.69m²

※児童館部分は1階フロアのみ。

ウ 機能

遊戯室、集会室、幼稚室、図書室、事務室の一部、倉庫、便所

(5) 開館時間

4月から9月までの間 午前9時から午後5時30分まで

10月から3月までの間 午前9時から午後4時30分まで

(6) 休館日

水曜日（その日が休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(7) 利用料金

無料

2 指定管理者の導入目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、鶴ヶ島市西児童館の管理運営に民間の能力を活用し、市民サービスの質の向上を図ることを目的とする。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 児童館を使用する児童や保護者に対して行う、日常的な遊びの指導、行事の企画実施及び児童の健全育成に関すること。
- (2) 児童館の使用及び使用の許可に関すること。
- (3) 児童館施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関すること。
- (4) その他、市長が必要と認める管理業務に関すること。

4 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 応募団体

NPO法人大ローレ

6 指定管理者選定等委員会委員(敬称略)

職名	氏名	摘要
委員長	伊東 栄治	総合政策部長
副委員長	朝生 三郎	
委員	内田 一夫	識見者
	内野 育雄	
	高澤 嘉晴	総務部長
	円城寺 菜穂子	福祉部長

7 選定基準

(団体概要)

- ・公の施設としての役割を適切に担うことができるか
- ・経営基盤は安定しているか
- ・個人情報の適切な取扱いを確保しているか

(事業内容)

- ・市の実情を踏まえた事業の提案であるか
- ・効果的な施設運営を実施できるか
- ・効果的な施設管理を実施できるか
- ・指定管理料は適正か

※審査基準（評価項目）については、別紙を参照。

8 選定経過

月日	内容
6月10日～6月21日	募集要項配布
6月24日	現地説明会
6月24日～6月26日	質問書受付
6月28日	質問事項回答
7月1日～7月4日	申請書受付
7月18日	第1回指定管理者選定等委員会 ・適格審査 ・現地視察
7月22日	第2回指定管理者選定等委員会 ・応募団体ヒアリング ・候補者の選定
7月22日	市長報告

9 審査結果

(1) 第1回指定管理者選定等委員会

応募団体の申請内容、応募資格について審査を行い、妥当と認められた。

(2) 第2回指定管理者選定等委員会

「指定管理者候補者審査表」に基づき、審査を行い、指定管理者の候補者を選定した。集計結果は以下のとおり。

【審査表集計結果】N P O法入カローレ

評価項目（配点）	採点（委員平均点）
I 公の施設としての役割を 適切に担うことができるか（20）	15.3
II 経営基盤は安定しているか（20）	14.3
III 個人情報の適切な取扱いを 確保しているか（10）	6.7
IV 市の実情を踏まえた事業の提案であるか（30）	23.3
V 効果的な施設運営を実施できるか（40）	29.7
VI 効果的な施設管理を実施できるか（30）	20.7
VII 指定管理料は適正か（20）	13.3
審査点数 (満点 170 点 選定標準点 102 点)	123.3

10 指定管理者（候補者）

（1）名称

NPO法人カラーレ

代表者：理事長 浅見 要

所在地：埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷472番地10

（2）指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

（3）指定管理料

令和7年度	17, 538, 000円
令和8年度	17, 659, 000円
令和9年度	17, 819, 000円
令和10年度	17, 980, 000円
令和11年度	18, 141, 000円
合計	89, 137, 000円

11 今後のスケジュール

月日	内容
選定等委員会選定後	指定管理者（候補者）の決定、審査結果通知
11月～12月	令和6年第4回議会定例会で議案提出、 指定管理者の指定（告示）
1月～3月	指定管理者と協定の締結
4月1日	指定管理業務の開始

12 総評

公の施設としての役割

NPO法人力カローレは、当該施設の現在の指定管理者であり、公の施設を適切に管理、運営する実績を有していると評価できる。

経営基盤

提出された団体の運営、財務に関する書類から、経営基盤に問題はなく、施設を安定的に管理、運営を行うことができると見込まれる。

個人情報の適切な取扱い

個人情報の取扱いについては、日頃から法令遵守を徹底し、職員研修を実施するなど、その体制は妥当と評価できる。

市の実情を踏まえた事業の提案

安心できる居場所として、相談支援体制を整備しているほか、児童館を利用して育った中高生のボランティアを継続して採用するなど、児童館独自の事業展開ができている。また、保護者同士のつながりをつくることに注力する点が評価できる。

地域支え合い協議会や近接する新町小学校など、地域と連携した事業展開を図っている点が評価できる。

効果的な施設運営／施設管理

利用者のニーズを把握するため、定期的にアンケート等を行い、利用者の声を施設運営に生かす姿勢は評価できる。

また、事故防止対策の徹底のほか、緊急時や防災・防犯対策等へのマニュアルが整備され、訓練や研修の実施など、安全管理の体制は妥当と評価できる。

指定管理料

指定管理料は、5年間で89,137,000円であり、市の設計額の範囲内の提案である。

以上のことから、当該施設の設置目的を効果的に達成することが見込まれる。

当委員会として、NPO法人力カローレを指定管理者の候補者として選定する。

参考

鶴ヶ島市指定管理者候補者審査表（西児童館）

団体名：

審査基準（評価項目）		点数				
		A	B	C	D	E
I 公の施設としての役割を適切に担うことができるか（20点）						
1	施設の設置目的を理解し、管理運営に意欲が感じられるか	10	8	6	4	2
2	公平、公正な施設利用環境を確保できるか	10	8	6	4	2
II 経営基盤は安定しているか（20点）						
3	施設の管理運営を安定して行う経営基盤を有しているか	10	8	6	4	2
4	施設の維持及びサービスを提供するための職員体制や人材育成（研修等）の体制が確保できるか	10	8	6	4	2
III 個人情報の適切な取扱いを確保しているか（10点）						
5	個人情報の適切な取扱いを確保できるか	10	8	6	4	2
IV 市の実情を踏まえた事業の提案であるか（30点）						
6	市の施策を考慮した提案となっているか (こどもの情操育成、保護者間・世代間・地域間交流等)	10	8	6	4	2
7	施設の設置目的に沿った、市民サービスの質の向上が図られるか	10	8	6	4	2
8	施設の特徴を踏まえた独自性のある事業の提案があるか	10	8	6	4	2
V 効果的な施設運営を実施できるか（40点）						
9	利用者の意見や要望等を把握し、市への報告や運営の改善につなげる工夫があるか	10	8	6	4	2
10	利用者の満足度を高めるための自己点検及び自己評価の仕組は適切か	10	8	6	4	2
11	施設の現状を認識し、安定した施設運営が見込めるか	10	8	6	4	2
12	現在の指定管理者に雇用され、相応しい知識・経験を有する職員を継続雇用する仕組があるか	10	8	6	4	2
VI 効果的な施設管理を実施できるか（30点）						
13	防災・防犯・事故防止に向けた対策がなされているか	10	8	6	4	2
14	緊急時の体制は整備されているか	10	8	6	4	2
15	施設の衛生管理は適正であるか	10	8	6	4	2
VII 指定管理料は適正か（20点）						
16	事業計画と収支計画の整合がとれているか	10	8	6	4	2
17	経費削減等の工夫があるか	10	8	6	4	2

審査点数

/170